

展・企画展の内容の充実に努める必要がある。また、教育普及活動などの充実に図り、本県美術振興の中心施設としての機能の充実に努める必要がある。

(3) 県立博物館

県立博物館については、本県の伝統文化を保存・伝承し、県民の新たな文化の創造に寄与するための施設として、昭和59年度に建設に着手するとともに、資料の収集・整理を行い、専門職員の確保に努めている。

今後は、昭和61年度の開館に向けて、建設を推進するとともに、専門職員の計画的確保を図り、資料の収集・整理を進める必要がある。また、継続的に調査研究を進めて、展示内容の充実に図るとともに、博物館資料の情報センター、保存科学センターとしての機能の充実に教育普及活動の充実に努める必要がある。

施策の基本方向

1 創造活動発表・参加の場の整備

(1) 文化会館

地域における文化活動の場を整備するため、広域市町村圏を単位とする文化会館の設置を図るとともに、展示機能など既存施設の整備を促進する。

文化会館設置の計画目標

(単位：館)

年 度	58	65	70
文化会館数	16	18	20

注：1. 昭和58年度は実績値で、「福島県の文化行政」(昭58)による。

2. 館数は、県立、市町村立のみである。

(2) 県文化センター

県民文化活動の中心施設としての県文化センターの施設・設備の整備と文化情報の収集・提供など機能の充実に努める。

2 文化財保存・公開の場の整備

(1) 歴史民俗資料館

地域における文化財の保存・公開の場の整備を図るため、地域の実態に応じた市町村立歴史民俗資料館の設置を促進する。

歴史民俗資料館設置の計画目標

(単位：館)

年 度	58	65	70
歴史民俗資料館数	12	17	20

注：1. 昭和58年度は実績値で、「福島県の文化行政」(昭58)による。

2. 館数は、市町村立のみである。

(2) 埋蔵文化財センター

埋蔵文化財の調査研究、出土品の整理・保存、普及・啓発等を行うための施設として、県埋蔵文化財センターの設置を検討する。